

頁	改正前	改正後	頁
第8編-1	<p><b>第8編 砂防編</b></p> <p><b>第1章 砂防えん堤</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） （平成20年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） （平成20年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編II 鋼橋編） （平成14年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 （平成17年12月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（維持管理編） （平成21年3月）</p>	<p><b>第8編 砂防編</b></p> <p><b>第1章 砂防堰堤</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） （平成20年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） （平成25年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編II 鋼橋編） （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 （平成17年12月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（維持管理編） （平成21年3月）</p>	423
第8編-2	<p><b>第6節 法面工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p><b>2. 適用規定</b></p> <p>受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり砕工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成15年3月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成12年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第6節 法面工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p><b>2. 適用規定</b></p> <p>受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり砕工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成18年11月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	424
第8編-3	<p><b>第8節 コンクリートえん堤工</b></p> <p><b>1-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、コンクリートえん堤工として作業土工、埋戻し工、コンクリ</p>	<p><b>第8節 コンクリート堰堤工</b></p> <p><b>1-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、コンクリート堰堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻</p>	425

頁	改正前	改正後	頁
第8編-4	<p>ートえん堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副えん堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>6. コンクリートの打込み</b></p> <p>受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。</p>	<p>し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>6. コンクリートの打込み</b></p> <p>受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。</p> <p>なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	426
第8編-7	<p><b>第9節 鋼製えん堤工</b></p> <p><b>1-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 鋼製えん堤工の種類</b></p> <p>本節は、鋼製えん堤工として作業土工、埋戻し工、鋼製えん堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第9節 鋼製堰堤工</b></p> <p><b>1-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 鋼製堰堤工の種類</b></p> <p>本節は、鋼製堰堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p>	429
第8編-8	<p><b>第10節 護床工・根固め工</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b></p> <p>本節は、護床工・根固め工として作業土工、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第10節 護床工・根固め工</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b></p> <p>本節は、護床工・根固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。</p>	430

頁	改正前	改正後	頁
第8編-9	<p><b>第11節 砂防えん堤付属物設置工</b></p> <p><b>1-11-1 一般事項</b></p> <p>本節は、砂防えん堤付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第11節 砂防堰堤付属物設置工</b></p> <p><b>1-11-1 一般事項</b></p> <p>本節は、砂防堰堤付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。</p>	431
第8編-10	<p><b>第12節 付帯道路工</b></p> <p><b>1-12-1 一般事項</b></p> <p>本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第12節 付帯道路工</b></p> <p><b>1-12-1 一般事項</b></p> <p>本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p>	432
第8編-12	<p><b>第2章 流路</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 11年 3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22年 3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11年 3月)</p>	<p><b>第2章 流路</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24年 7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22年 3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成 11年 3月)</p>	434
第8編-12	<p><b>第4節 流路護岸工</b></p> <p><b>2-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、流路護岸工として作業土工、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第4節 流路護岸工</b></p> <p><b>2-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、流路護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。</p>	434

頁	改正前	改正後	頁
第8編-13	<p><b>第5節 床固め工</b></p> <p><b>2-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、床固め工として作業土工、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第5節 床固め工</b></p> <p><b>2-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、床固め工として作業土工（<b>床掘り、埋戻し</b>）、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。</p>	435
第8編-14	<p><b>第6節 根固め・水制工</b></p> <p><b>2-6-1 一般事項</b></p> <p>本節は、根固め・水制工として作業土工、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第6節 根固め・水制工</b></p> <p><b>2-6-1 一般事項</b></p> <p>本節は、根固め・水制工として作業土工（<b>床掘り、埋戻し</b>）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。</p>	436
第8編-16	<p><b>第3章 斜面对策</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成 19年 9月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成 18年 11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 <u>11</u>年 <u>3</u>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22年 3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針 (平成 11年 3月)</p> <p>土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成 15年 11月)</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成 <u>12</u>年 <u>3</u>月)</p> <p><u>PC</u> フレーム協会 <u>PC</u> フレーム工法設計・施工の手引き</p>	<p><b>第3章 斜面对策</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成 19年 9月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成 18年 11月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 <b>24</b>年 <b>7</b>月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成 22年 3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針 (平成 11年 3月)</p> <p>土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成 15年 11月)</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成 <b>24</b>年 <b>5</b>月)</p> <p><b>PC</b> フレーム協会 <b>PC</b> フレーム工法設計・施工の手引き</p>	438

頁	改正前	改正後	頁
第8編-21	<p>(平成22年9月)</p> <p>斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成20年5月)</p> <p>面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月)</p> <p><b>第7節 地下水排除工</b></p> <p><b>3-7-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、地下水排除工として作業土工、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>(平成22年9月)</p> <p>斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成20年5月)</p> <p>斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月)</p> <p><b>第7節 地下水排除工</b></p> <p><b>3-7-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、地下水排除工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。</p>	443
第8編-23	<p><b>第8節 地下水遮断工</b></p> <p><b>3-8-1 一般事項</b></p> <p>本節は、地下水遮断工として作業土工、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第8節 地下水遮断工</b></p> <p><b>3-8-1 一般事項</b></p> <p>本節は、地下水遮断工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p>	445
第8編-24	<p><b>第9節 抑止杭工</b></p> <p><b>3-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、抑止杭工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、シャフト工 (深礎工)、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第9節 抑止杭工</b></p> <p><b>3-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、抑止杭工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、シャフト工 (深礎工)、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。</p>	446